

新町家の普及について

1 取組概要

新町家の普及を図るため、新町家を普及させる趣旨に賛同し、その建築や普及啓発に取り組む事業者を「新町家パートナー事業者」として募集し、事業者の会社概要や建築事例等を京都市のホームページで紹介する取組を令和3年3月から開始した。

2 新町家パートナー事業者の募集概要

(1) 主な応募要件

- ・ 住宅の設計、施工又は供給を行っていること
- ・ 「新町家のすすめ」を踏まえて、自己が管理するホームページに、「自己が考える新町家」について掲載するとともに、京都市の新町家のホームページのリンク付けをしていること
- ・ 新町家の普及啓発に係る取組を行う予定があること
- ・ 平成19年9月1日以降に、京都市内の住宅（「新町家のすすめ」に掲げる新町家の指針のうち、一定程度取り入れたもの）の建築又は改修を手掛けた実績があること

(2) 応募方法・手続の流れ

① 応募書類の提出

必要書類を、E-mail, FAX, 郵送または窓口にて提出

② 新町家パートナー事業者証の交付及びホームページでの公表

まち再生・創造推進室において、提出された応募書類の内容が(1)の応募要件を満たすかを確認のうえ、本市ホームページで新町家パートナー事業者、建築事例（建築主の同意が得られたもののみ）を紹介し、新町家パートナー事業者証を交付する。

③ 新町家ロゴマークの使用

新町家パートナー事業者は、新町家に関する取組を行う際に、新町家ロゴマークを使用することができる。

(3) 募集開始日

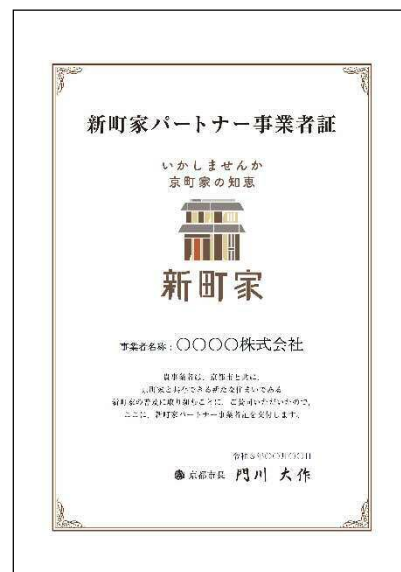
令和3年3月15日

3 現在の申請状況

- ・ 3事業者（(株)竹内工務店、(株)棲み家、(株)八清）を京都市ホームページに掲載済。
- ・ 今年度中に、10社以上の登録を目指す。



新町家ロゴマーク



新町家パートナー事業者証

【新町家パートナー事業者】

1 竹内工務店

＜紫野の家＞

【設計コンセプト・ポイント】

京都市北区紫野、昔ながらの織屋建て等の京町家が残る地域に完成した新築住宅です。左官仕上げ（リシン掻き落とし）の外壁に、杉板、格子を合わせ、軒裏は30mm厚の杉板を現しにし準防火地域対応の仕上げとしています。紫野の家は、省エネ、温熱環境に配慮した、気密工法の家です。寝室は土壁となっており、蓄熱、断熱、調湿性という優れた機能を取り入れています。出来るだけ自然素材に囲まれて生活がしたいとのご要望を取り入れ、内装は無垢木材、藁入りの珪藻土で仕上げました。材料一つ一つを丁寧に選ばれ、お施主さまのこだわりがたくさん詰まった心地の良い木と左官の空間になりました。



＜双ヶ丘の庵＞

京都市右京区に建築された、二世帯住宅の中規模のお住まいです。

外観は瓦屋根の大壁作り、窓には木格子を組み込む伝統的な様式を踏まえて設計されました。屋根は平入の形で、大屋根と下屋屋根とガレージ・門が一体となって、大きな屋根の流れを形作り、整った外観となっています。

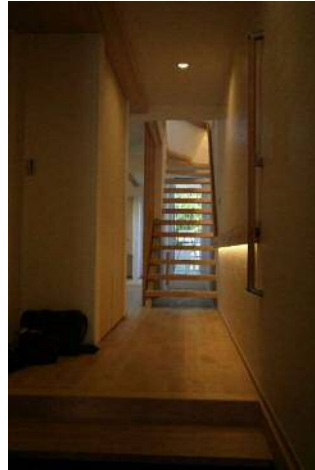


2 棲み家

< I 様邸 >

お施主様からお話を頂いた時にはすでにお土地を購入済みで、今回は「その土地に相応しい建築物を」というところからのスタートでした。

古くからの京町家が立ち並び、景観を無視して建てることは非常にもったいない地域でした。間口の小さい敷地形状であるため、設計開始の第一段階は京町家風で、通り土間や坪庭を計画していました。今までに住んでおられたお住まいが非常に広々としていたので、今回の提案で「敷地のせいで狭くなった」と思ってしまうように視線の動きや光の操作をし、実際の土地の広さを超える空間を感じられるような演出にお施主様共々取り組みさせて頂きました。



3 八清

<新築賃貸戸建住宅「ゑびす小路」>

昭和時代ににぎわった市場跡地の有効活用として計画した、新築賃貸戸建住宅
奥行き約 60m, 間口約 8m の市場跡地に、「路地」に沿って建ち並ぶ長屋の町家を再現。
1SLDK~3LDK のファミリー向け賃貸戸建住宅としてご利用いただいています。



<新築京町家分譲「京つむぎ」>

○ 新耐震基準を満たす伝統構法の京町家

伝統構法で建てる新築は、個人住宅規模の建築確認の審査では通らないため、現行法の
新耐震基準を満たす構造計算（今回は限界耐力計算を採用）を行い、建築確認の審査を通
す必要があるため難易度の高い建築といえます。

私たちが主事業でおこなうリノベーションでは数字上で実証することが難しい耐震性
を担保した安心・安全な京町家をつくるべく、京町家を新築することにチャレンジしてい
ます。

○ 一棟では再建築困難な路地奥の再開発

そして今回もう一つのチャレンジが、再建築が困難な路地奥の土地の有効活用です。

元の所有者様の協力のもと、「連担建築物設計制度」を適用させ既存の建物を含む一団
の敷地として、単独敷地では再建築できない土地の活用を試みています。

